

資料 27 防災備蓄拠点等一覽

区 分	所 在 地	備 蓄
柏原市役所	安堂町 1 - 5 5	防災備蓄、資機材
高井田倉庫	高井田 6 5 0 - 3 (旧高井田分校)	防災備蓄、資機材
柏原中学校	堂島町 1 - 2 8	防災備蓄、輸送拠点
国分中学校	国分本町 7 - 1 - 2 0	輸送拠点
柏原小学校	大正 1 - 9 - 5 3	地域備蓄拠点
柏原東小学校	大県 1 - 8 - 5	
堅下北小学校	法善寺 4 - 3 5 9 - 5	
堅下小学校	平野 2 - 1 - 5	
堅下南小学校	安堂町 7 1 0	
堅上小学校	雁多尾畑 5 9 5 5	
玉手小学校	円明町 1 - 1	
国分小学校	国分本町 6 - 1 1 - 4	
旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘 3 - 4 8 9 6	
(旧)国分東小学校	国分東条町 3 7 0 4 - 1	

資料 28 防災用備蓄物資・資機材一覧

令和3年9月現在

	物 資 名
備 蓄 物 資	エンジンカッター
	備蓄水
	給水バッグ
	哺乳瓶
	炊出しセット
	卓上コンロ
	ウェットティッシュ
	毛布
	ブルーシート
	生理用品
	おむつ（大人・子供用）
	簡易トイレ（便座）
	トイレ用ワンタッチテント
	排便袋
	トイレットペーパー
	簡易ベッド
	寝袋
	避難所用間仕切り
	避難所用マット
	懐中電灯
	多機能ランタン
	ラジオ
	乾電池
	救急箱
	コードリール
	拡声器
	ヘルメット
	長靴
	雨合羽
	リヤカー
担架	

	物 資 名
備 蓄 物 資	電気ポット
	避難用ルームテント
	段ボールベッド
	段ボールパーテーション
	災害用組立トイレ
	マスク
	電話機
	次亜塩素酸
	ペーパータオル
	プラスチック手袋
	フェイスシールド
	手指消毒用アルコールスプレー
	コットンロール
	非接触赤外線体温計
	防護服セット
	大型扇風機
	組立式給水タンク
	発電機
	燃料用携行缶
	バルーン投光器
発電機（エネポ）	
カセットガス	

	資 機 材 名
資 機 材	エンジンカッター
	チェーンソー
	バール
	剣スコップ
	角スコップ
	ジャッキ
	のこぎり
	高圧洗浄機
	掛矢
	杭
	トラロープ
	土嚢袋
	水土嚢袋
	水中ポンプ
	消火用バケツ
	誘導灯
	テント (2×4 間)
	ワンタッチテント
	投光機
	発電機

資料29 消防水利の状況

令和3年4月1日現在

	計	消火栓		防火水槽						その他
		公設	私設	100 m <sup>3</sup> 以上		60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満		40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満		プール
				公設	私設	公設	私設	公設	私設	
柏原市	1,403	1,161	57	7	5	5	10	29	114	15

資料30 柏原市消防団の現況

令和3年4月1日現在

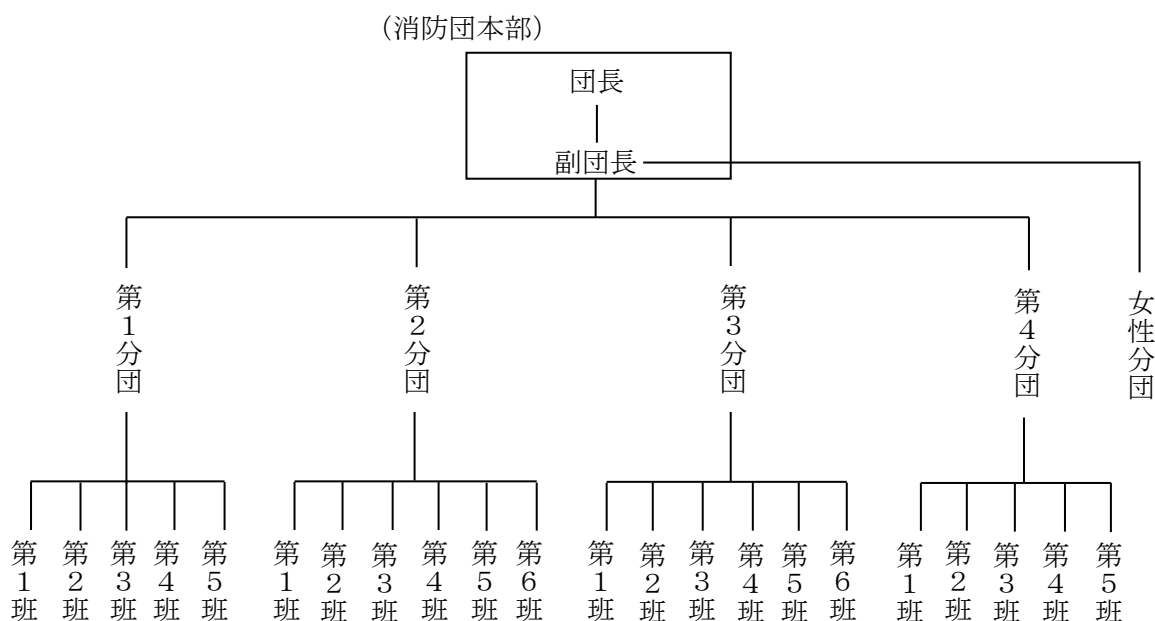
1. 消防団の現況

(1) 概 要

柏原市は「柏原市消防団の設置、名称及び区域に関する条例」「柏原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例」、羽曳野市は「羽曳野市消防団条例」藤井寺市は「藤井寺市消防団条例」に基づいて組織され、これらを含む事務局は、それぞれ柏原市、羽曳野市、藤井寺市に置かれている。

(2) 組織図

< 柏原市 >



(3) 柏原市消防団

① 団員数及び機械配置

令和3年4月1日現在

区 分	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合 計
団員数	定員	1	4	4	4	5	22	100
	実員	1	4	4	4	5	22	89(2)
機械配置	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ		積載車	指令車	その他の車両		合計
	5	7		3	2	4		19

内訳 ( ) は女性消防団員

## 2. 詰所一覽

分団名	所在地	床面積 (m <sup>2</sup> )		築年月
1	今町2丁目8番2号	1F	61.81	平成21年3月
		2F	61.81	
2	大県3丁目6番8号	1F	134.43	平成14年3月
		2F	134.43	
3	国分本町2丁目7番2号	1F	126.35	昭和55年6月
		2F	114.00	
4	雁多尾畑1435-2	1F	65.30	昭和61年6月
		2F	64.75	

資料31 市内災害医療機関

市災害医療センター

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	総病床数
市立柏原病院	582-0005	柏原市法善寺 1-7-9	072-972-0885	072-970-2120	220

災害医療協力病院

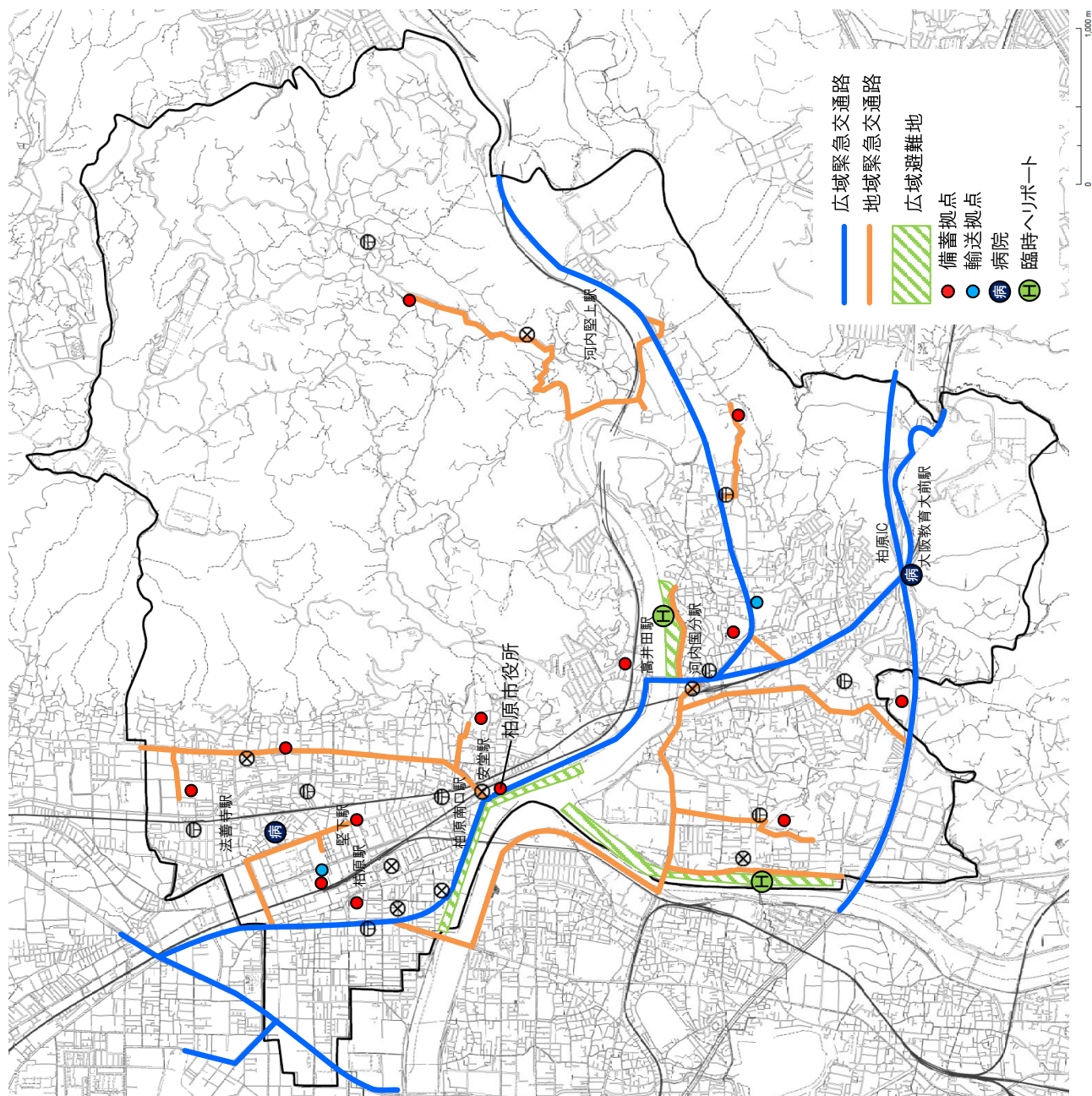
※●は市町村災害医療センターを兼ねる医療機関。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	総病床数
医療法人養心 会国分病院	582-0026	柏原市旭ヶ丘 4-672	072-978-6072	072-978-2471	201
市立柏原病院 ●	582-0005	柏原市法善寺 1-7-9	072-972-0885	072-970-2120	220

資料 32 緊急交通路一覧

道路区分	路線名称	区 間
国道	旧 170 号	安堂交差点から八尾市境まで
	〃	柏原駅下り交差点から河内橋南詰交差点まで
府道	本堂高井田線	市道東条青谷線交差点から堅上小学校付近まで
	堺大和高田線	国分交差点から石川橋西詰交差点まで
市道	柏原駒ヶ谷千早赤阪線	原川東交差点から旭ヶ丘交差点まで
	本郷平野線	本郷橋交差点から市道上市法善寺交差点まで
	上市法善寺線	河原町交差点から柏原東小学校付近まで
	河原 7 号線	上市法善寺線交差点から柏原中学校グラウンド付近まで
	山ノ井法善寺線	山ノ井町交差点堅下北小学校付近まで
	太平寺 26 号線	旧国道 170 号交差点から堅下南小学校付近まで
	東条青谷線	国分寺大橋交差点から府道本堂高井田線交差点まで
	青谷 2 号線	東条青谷線交差点から青谷運動場まで
	本町 4 号線	国豊橋南詰交差点から大和川親水公園出入口付近まで
	田辺旭ヶ丘線	国分小学校西交差点から田辺交差点まで
	片山玉手西線	片山交差点から国分道明寺線交差点まで
	国分道明寺線	片山玉手西線交差点から片山 8 号線交差点まで
	片山 8 号線	国分道明寺線交差点から玉手小学校付近まで
	石川東線	石川河川敷運動広場南出入口から石川橋東詰交差点まで
	東条 9 号線	国分市場 2 丁目交差点から東条 10 号線交差点まで
	東条 10 号線	東条 9 号線交差点から東条 3 号線交差点まで
	東条 3 号線	東条 10 号線交差点から東条 35 号線交差点まで
東条 35 号線	東条 3 号線交差点から国分東小学校付近まで	
藤井寺市道	国府 23 号線	石川橋西詰交差点から藤井寺市柏原市学校給食センター前まで
	道明寺柏原線	藤井寺市柏原市学校給食センター前から河内橋南詰交差点まで





資料34 災害時用臨時ヘリポート一覧

ヘリポート名称	土地の状況									
	所在地	形状		座標 (世界測地系)		座標 10 (世界測地系)		UTM ポイント	所有者又は 管理者	
		縦 (m)	横 (m)	北緯	東経	北緯	東経		住所	代表
石川河川敷運動公園	柏原市玉手町	350	68	34 度 33 分 53 秒	135 度 37 分 20 秒	34.5647222	135.6222222	53SNU57072495	富田林市寿町 2-6-1	大阪府富田林 土木事務所
大和川親水公園	柏原市国分本町3丁目527番2地先～ 国分市場1丁目1616番乙地先	550	55	34 度 33 分 58 秒	135 度 38 分 32 秒	34.5661111	135.6422222	53SNU58912511	柏原市安堂町 1-55	都市デザイン 部都市管理課

資料35 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所一覧

**指定緊急避難場所** 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れ、自らの生命を守るための避難場所として、災害の種類ごとに市が指定する施設

**指定避難所** 災害の危険性があることから避難した方が災害の危険性がなくなるまでの間に滞在し、または災害により家に戻れなくなった方が一時的に滞在するために市が指定する施設

No.	施設名	所在地	受入可能面積	受入可能人数	指定緊急避難場所				指定避難所
					地震	洪水	土砂災害	大規模火災	
1	東大阪大学柏原高等学校	本郷5-993	8,568	4,284	○	○		○	○
2	柏原西保育所	大正3-8-8	297	149	○			○	
3	柏原西コミュニティ会館	大正3-9-20	193	97	○			○	
4	柏原小学校	大正1-9-53	4,523	2,262	○	○		○	○
5	勤労者センター(K. I. ホール)	大正2-10-1	558	279	○	○		○	○
6	柏原南コミュニティ会館	古町2-8-38	140	70	○			○	
7	柏原中学校	堂島町1-28	4,025	2,013	○	○		○	○
8	かしわらっ子はぐみセンター	堂島町1-23	313	157	○			○	
9	公民館・図書館(文化センター)	上市4-1-27	1,422	711		○		○	○
10	柏原東小学校	大泉1-8-5	2,751	1,376	○	○	○	○	○
11	法善寺保育園	法善寺3-801	381	191	○			○	
12	堅下北小学校	法善寺4-359-5	2,504	1,252	○	○	○	○	○
13	(旧)堅下北幼稚園	法善寺4-348-1	248	124	○			○	
14	堅下北コミュニティ会館	法善寺4-348-1	158	79	○			○	
15	堅下北中学校	平野2-403-1	3,411	1,706	○	○		○	○
16	堅下小学校	平野2-1-5	3,043	1,522	○	○		○	○
17	(旧)堅下幼稚園	平野2-2-9	372	186	○			○	
18	かたしもこども園(旧堅下保育所)	平野1-6-2	231	116	○			○	
19	堅下合同会館	大泉3-9-19	570	285	○	○	○	○	○
20	堅下南中学校	安堂町878	3,330	1,665	○	○		○	○
21	堅下南小学校	安堂町710	2,519	1,260	○	○	○	○	○
22	市立第二体育館	安堂町9-20	609	305	○	○		○	
23	市民文化会館(リビエールホール)	安堂町1-60	9,244	4,622	○	○		○	○
24	歴史資料館	高井田1598-1	370	185	○	○		○	○
25	大阪府立修徳学院	高井田813	450	225	○	○	○	○	○
26	(旧)大阪府立柏原東高等学校	高井田1015	7,478	3,739	○	○		○	○
27	堅上合同会館	雁多尾畑4812-1	122	61				○	○
28	堅上中学校	雁多尾畑5905	2,015	1,008	○		○	○	○
29	堅上小学校	雁多尾畑5955	1,171	586	○			○	○
30	堅上コミュニティ会館	青谷2072	143	72	○		○	○	○
31	玉手小学校	円明町1-1	2,730	1,365	○	○		○	○
32	(旧)玉手幼稚園	円明町1-1	281	141	○			○	
33	玉手地域コミュニティ会館	玉手町9-1	185	93	○			○	
34	玉手中学校	玉手町20-17	4,324	2,162	○		○	○	○
35	たまたこども園(旧円明保育所)	玉手町12-30	300	150	○			○	
36	市立体育館	玉手町25-80	1,400	700		○		○	○
37	国分合同会館	国分本町2-7-2	693	347		○	○	○	○
38	(旧)国分幼稚園	国分本町6-1-23	400	200	○			○	
39	国分小学校	国分本町6-11-4	3,630	1,815	○	○	○	○	○
40	こくぶこども園(旧国分保育所)	国分本町6-11-28	281	141	○			○	
41	国分東コミュニティ会館	国分本町7-4-78	189	95	○			○	
42	国分中学校	国分本町7-1-20	3,607	1,804	○	○	○	○	○
43	(旧)国分東小学校	国分東条町3704-1	2,421	1,211	○	○		○	○
44	㈱ジェイテクト国分工場研修センター	国分市場1-8-34	1,247	500	○	○	○	○	
45	旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘3-4896	3,257	1,629	○	○	○	○	○
46	学校法人玉手山学園総合体育館	旭ヶ丘3-13-48	2,179	1,090	○	○		○	○
47	老人福祉センター(やすらぎの園)	旭ヶ丘1-9-30	496	248		○		○	

※受入可能人数は、一般の避難所については、1人あたり2㎡で算出

**福祉避難所** 災害時に高齢者、障害者、妊婦等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方のために開設する2次避難所。一般の避難所の状況を判断した上で必要な時に開設。

No.	施設名	所在地	受入可能面積	受入可能人数	指定緊急避難場所				指定避難所	福祉避難所	受入対象者
					地震	洪水	土砂災害	大規模火災			
48	自立支援センター(はばたき)	本郷3-9-62	598	150						○	要配慮者
49	健康福祉センター(オアシス)	大泉4-15-35	794	199						○	要配慮者
50	学校法人玉手山学園	旭ヶ丘3-11-1	173	43						○	要配慮者

※受入可能人数は、福祉避難所については、1人あたり4㎡で算出

資料36 広域避難場所

名 称	所 在 地	面積 (㎡)
石川河川敷広場	玉手町、石川町、円明町	77,413
大和川右岸河川敷広場	高井田、安堂、古町	26,780
法善寺遊水地	法善寺4丁目	114,000
大和川親水公園	国分本町3丁目、国分市場1丁目	40,501

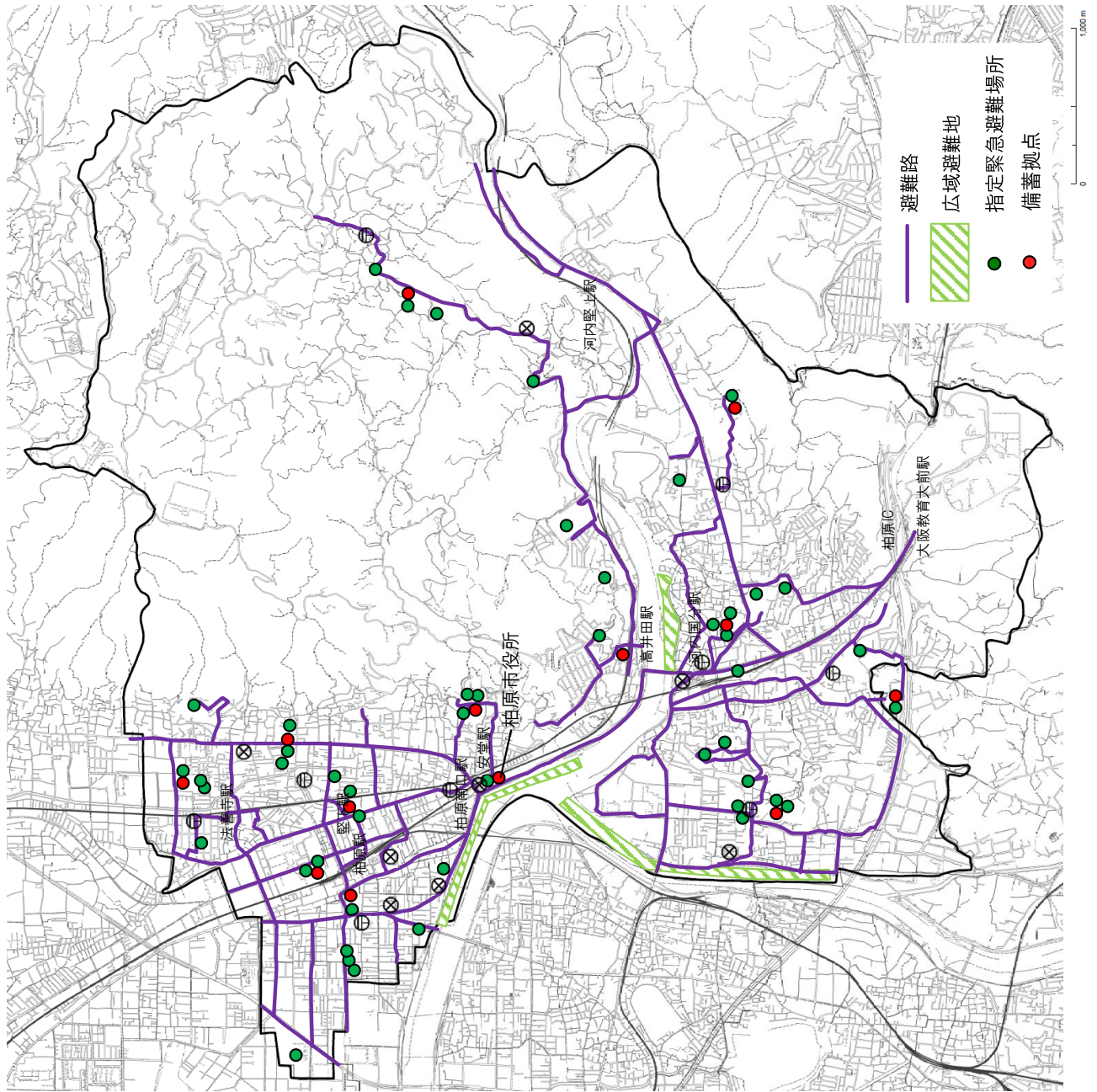
資料37 避難路一覧

No.	路 線 名 称	区 間	延 長 (m)
1	国道170号	八尾市境～藤井寺市境	550
2	国道25号	八尾市境～弁天橋西交差点	6,470
3	旧国道170号	八尾市境～安堂交差点	2,430
4	旧国道170号	柏原駅下り交差点 ～藤井寺市境 (河内橋北詰交差点)	300
5	国道165号	国分南交差点～大阪教育大前交差点	1,400
6	府道堺大和高田線	藤井寺市境～国分交差点	1,400
7	府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線	原川東交差点～旭ヶ丘交差点	1,700
8	府道本堂高井田線	芝山橋西詰～留所山霊園付近	3,280
9	本郷平野線	柏原高校北交差点～平野交差点	1,810
10	本郷太田線	柏原高校前交差点～本郷中交差点	780
11	本郷5号線	藤井寺市境～柏原小学校西交差点	730
12	大正1号線	藤井寺市境～柏原駅下り交差点	420
13	長瀬川西線	八尾市境～南若松橋	1,230
14	上市法善寺線	八尾市境～安堂北交差点	2,060
15	山ノ井法善寺線	上市法善寺線～山ノ井交差点	730
16	法善寺15, 12, 16, 14, 18号線他1	上市法善寺線～法善寺1号踏切	640

No.	路線名称	区間	延長 (m)
17	法善寺31, 28号線	法善寺1号踏切～上市法善寺線 (柏羽藤消防署柏原出張所北側付近)	500
18	平野16号線	平野北交差点～堅下北中学校	500
19	大県本郷線、今町上市線、 清州今町線、府道柏原停車場線	柏原小学校西交差点～大県交差点	1,110
20	大県4号線	堅下駅～上市法善寺線	180
21	清州上市線	西一番踏切(柏原駅北側) ～上市法善寺線	420
22	上市大正線、太平寺上市線	古町上市線交差点～上市4丁目交差点	590
23	古町上市線	柏原小学校東～柏原南口駅下り交差点	740
24	大県上市線	上市法善寺線～旧170号線 (大県南交差点南側付近)	500
25	大県信貴線	大県南交差点～健康福祉センター	110
26	太平寺26号線	旧170号～堅下南中学校	500
27	安堂6号線	堅下南中学校～老人ホーム寿光園	100
28	安堂畑線	安堂北交差点～堅下南中学校	600
29	高井田20, 30号線	サンヒル柏原北側付近～高井田台交差点	500
30	高井田白坂神社線、 高井田32号線	高井田駅前交差点～歴史資料館	170
31	高井田9, 23, 21号線	高井田踏切～柏原東高校南側付近	1,100
32	高井田18号線	柏原東高校～芝山橋西詰	490
33	東条青谷線	青谷交差点～国分寺大橋東交差点	1,090
34	石川片山線	片山東交差点～片山庭球場 ～片山西交差点	1,010
35	石川東線	石川橋東詰交差点北側付近 ～企業団地西交差点	1,400
36	片山玉手西線	片山交差点～国分道明寺線	550
37	国分道明寺線	水道局前交差点～国分駅西交差点	1,500
38	片山22, 23, 21号線	国分道明寺線～市立体育館 ～国分道明寺線	700
39	原川線	原川橋交差点～玉手山学園	1,200
40	片山8号線	国分道明寺線～円明町交差点	230
41	円明11号線	片山8号線(長谷川学園南側)～石川東線	210

No.	路線名称	区間	延長 (m)
42	円明駒ヶ谷線、名阪北線	企業団地西交差点～旭ヶ丘交差点	1,490
43	本町市場線、市場国分神社線	国豊橋南詰交差点南側付近 ～国分神社～東条西交差点西側付近	1,230
44	本町市場線	東条交差点～ジェイテクト研修センター	250
45	東条9, 10, 3, 35線	国分市場2丁目交差点～国分東小学校	520
46	本町11, 19号線	国分本町4丁目交差点 ～国分小学校前交差点	400
47	田辺旭ヶ丘線	国分小学校西交差点～田辺交差点	260
48	本町田辺線	国分小学校前交差点～国分中学校裏門	70
49	本町49号線、田辺12号線、 本町田辺線、田辺38号線	国分中学校前交差点 ～大阪教育大学北交差点	1,000
50	旭ヶ丘25, 26号線	旭ヶ丘3丁目交差点南側付近 ～旭ヶ丘小学校	200
51	小松橋旭ヶ丘線、名阪北線	小松橋～旭ヶ丘小学校	490
52	青谷峠線	弁天橋西交差点～新亀ノ瀬橋付近	800





資料39 避難所担当課一覧

No.	施設名	災害種別				主	副
		土砂災害	洪水	地震	火災		
1	東大阪大学柏原高等学校		●	●	●	企画調整課	秘書広報課
2	柏原西保育所			○	○	柏原西保育所	
3	柏原西コミュニティ会館			○	○	都市管理課	
4	柏原小学校		●	●	●	教育総務課	
5	勤労者センター		●	●	●	にぎわい観光課	会計管理室
6	柏原南コミュニティ会館			○	○	都市政策課	
7	自立支援センター					障害福祉課	
8	柏原中学校		●	●	●	指導課	
9	かしわらっ子はぐくみセンター			○	○	交通政策課	
10	公民館・図書館		●		●	公民館	図書館
11	柏原東小学校	●	●	●	●	財政課	契約検査課
12	法善寺保育園			○	○	子育て支援課	こども施設課
13	堅下北小学校	●	●	●	●	こども施設課	
14	(旧)堅下北幼稚園			○	○		
15	堅下北コミュニティ会館			○	○	経営総務課	
16	堅下北中学校		●	●	●	学務課	
17	堅下小学校		●	●	●	福祉総務課	図書館
18	(旧)堅下幼稚園			○	○	堅下幼稚園	
19	かたしもこども園			○	○	かたしもこども園	
20	堅下合同会館	●	●	●	●	福祉総務課	
21	健康福祉センター					こども家庭安心課	
22	堅下南中学校		●	●	●	高齢介護課	
23	堅下南小学校	●	●	●	●	高齢介護課	
24	第二体育館		○	○	○	都市開発課	総務課
25	市民文化会館		●	●	●	社会教育課	スポーツ推進課
26	歴史資料館		●	●	●	文化財課	
27	大阪府立修徳学院	●	●	●	●	地域連携支援課	産業振興課
28	(旧)大阪府立柏原東高等学校		●	●	●	行政委員会	議会事務局
29	堅上合同会館				●	市民課	
30	堅上中学校	●		●	●	子育て支援課	
31	堅上小学校			●	●	用地課	課税課
32	堅上コミュニティ会館	●	●	●	●	環境対策課	
33	玉手小学校		●	●	●	保険年金課	
34	(旧)玉手幼稚園			○	○	たまたこども園	
35	玉手地域コミュニティ会館			○	○	水道工務課	
36	玉手中学校	●		●	●	保険年金課	
37	たまたこども園			○	○	たまたこども園	
38	体育館		●		●	デジタル推進課	総務課
39	国分合同会館	●	●		●	市民課	
40	(旧)国分幼稚園			○	○	こくぶこども園	
41	国分小学校	●	●	●	●	課税課	
42	こくぶこども園			○	○	こくぶこども園	
43	国分東コミュニティ会館			○	○	下水工務課	
44	国分中学校	●	●	●	●	納税課	
45	(旧)国分東小学校		●	●	●	課税課	
46	ジェイテクト国分工場研修センター	○	○	○	○	福祉指導監査課	人権推進課
47	旭ヶ丘小学校	●	●	●	●	産業振興課	
48	玉手山学園		●	●	●	健康づくり課	
49	老人福祉センター		○		○	人事課	公有財産マネジメント課

●の施設は、指定緊急避難場所兼指定避難所  
○の施設は、指定緊急避難場所



資料40 応急仮設住宅建設候補地一覧

No.	施設名	所在地 所在地番	敷地面積 (㎡)	建設可能 戸数
1	上市公園	上市4-1-27 上市4丁目388の一部	1,177	23
2	法善寺公園	法善寺3-8-18 法善寺3丁目923	1,095	21
3	法善寺第2公園	法善寺3-810 法善寺3丁目810	1,327	26
4	春日台公園	田辺2-9-76 田辺2丁目2080-164	1,048	20
5	勝松山公園	玉手町25-70 玉手町115-83	1,600	16
6	旭ヶ丘公園	旭ヶ丘3-1-1 旭ヶ丘3丁目5037	1,010	20
7	東春日台公園	国分本町7-9-75 国分本町7丁目1998-184	1,300	26
8	竜田古道の里山公園	大字雁多尾畑652 大字雁多尾畑652-9	34,835	348
9	青山台公園	大字高井田1020 大字高井田1020-48,-53	1,199	23
10	高井田第1号公園	大字高井田1584 大字高井田1584-1	4,822	48
11	中小企業団地3号公園	円明町15-53 円明町217-114	1,595	31
12	中小企業団地4号公園	円明町217 円明町217-109	2,470	24
13	円明南公園	円明町1000 円明町1000-170の一部	1,636	32
14	青谷緑地公園	大字青谷1953 大字青谷1953-18	3,759	37
15	大正公園	大正3-8-8 大正3丁目269-1	958	19
16	石川町南公園	石川町6-53 石川町18-62他	556	11

No.	施設名	所在地 所在地番	敷地面積 (㎡)	建設可能 戸数
17	石川町南第2公園	石川町6-29 石川町18番191	503	10
18	中小企業団地2号公園	円明町16-8 円明町217-91他	898	17
19	やまびこガーデン	法善寺1-6-12 法善寺1丁目29番6	791	15
20	堅下北中学校裏緑地(あかね坂)	平野2-403 平野2丁目403-9	2,777	27
21	円明運動広場	円明町1000-170	4,300	86
22	平野こどもスポーツ広場	平野1-29 平野1丁目29-1	3,700	74
計			94,457	1,376

※建設可能戸数の算出にあたっては、1戸あたり50㎡としている。

なお、斜面地を含む施設にあつては、総敷地面積の50%が建設可能面積として算出。

また、災害の規模により、上記施設の敷地のみでは、不足が生じる場合、学校等の敷地を利用することを検討する。

資料41 公用車保有状況一覧

令和3年12月13日現在

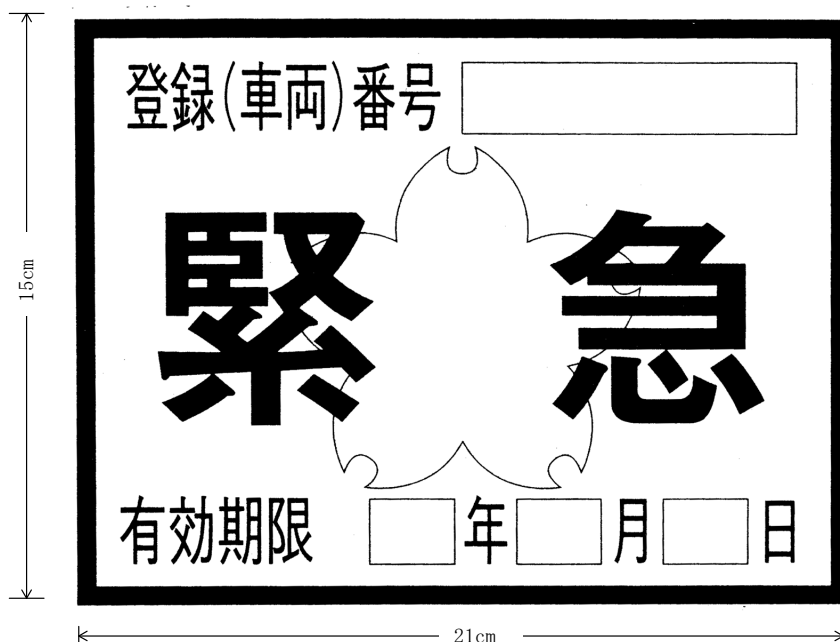
車両台数 151台		車種別		乗用				貨物				特種				単車	自転車	備考	
		車種内訳		軽	小型	普通	マイクロバス	軽	小型	普通	大型	緊急車 道路 維持車		塵芥車 その他					
												軽自	普通	軽自	普通				
部別	計	課別	計	0	0	12	6	62	8	1	0	3	14	0	3	19	23		
総務部	54	総務課	54			5	1	19	3						1	8	17	車いす 移動車	
政策推進部	14	危機管理課	14									3	11					消防団 ポンプ車	
都市 デザイン部	20	交通政策課	8			2	4	1	1										
		都市管理課	8					7					1						緊急車 B-12
		都市政策課	2					2											
		都市開発課	2					2											
上下水道部	19	経営総務課	2					2											
		水道工務課	11					8	2				1						給水車
		下水工務課	6					6											
市民部	9	産業振興課	3					3											
		環境対策課	5					1	2	1					1				
		市民課	1															1	
病院事務局	6	医事総務課	6			4		1				1						救急車	
福祉子ども部	3	子育て支援課	3					3											
健康部	12	健康づくり課	6					2								1	3		
		高齢介護課	6														6		
議会事務局	1	議会事務局	1			1													
教育部	13	教育総務課	7					3								4			
		学務課	1				1												
		図書館	4					1							1		2		図書館車
		歴史資料館	1					1											

資料42 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料43 緊急通行車両標章



- 備考 1) 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)」番号、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

## 資料 44 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

### 1 重要物資確保の基準について

- (1) アルファ化米等  
避難所生活者数の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄
- (2) 高齢者用食  
避難所生活者数（特に配慮が必要な高齢者等）の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（人口比2%で算出）
- (3) 粉ミルク  
避難所生活者数（乳児）の1日分以上を府及び市町村がそれぞれ備蓄（人口比1.5%、人口授乳率70%で算出）
- (4) 哺乳瓶  
避難所生活者数（乳児）分を市町村が備蓄。府は予備分を備蓄（人口比1.5%、人口授乳率70%で算出）
- (5) 毛布  
避難所生活者のうち子ども、高齢者等の分（人口比30%）を市町村が、その他を府がそれぞれ備蓄
- (6) おむつ  
避難所生活者数（乳児）の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（人口比3%、1日5個で算出）
- (7) 生理用品  
避難所生活者数（女性）の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（幼児、高齢者を除いた人口〔人口比65%〕のうち女性〔人口比51%〕、1日5個で算出）
- (8) 簡易トイレ  
避難所生活者数100人に1基を市町村（ボックス型）が備蓄。府は組立て型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保

### 2 避難所必要面積について

避難所生活者数（一人当たり1.65㎡）を収容することができる避難所面積を確保

### 3 広域避難場所必要有効面積について

延焼火災から一時的に避難することができる広域避難場所（一人当たり1㎡）の有効面積を確保

### 4 応急仮設住宅建設予定地について

全壊に焼失を加えた世帯数に救助法の設置戸数（3割）を勘案し、1戸当たり50㎡（救助法の住宅基準の約2倍）で算出した応急仮設住宅建設予定地面積を確保

## 資料45 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月1日

条例第26号

最近改正 令和元年9月30日条例第14号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
- ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡について災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害について既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給について遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。



#### 第4章 災害援護資金

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2

項括弧書きの場合は、5年)とする。

(利率等)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセント(保証人を立てた場合にあっては無利子)とする。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 償還方法、償還免除、報告等、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第7条第3項、同条第4項、第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52.3.25条例5)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53.6.23条例18)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて、それぞれ適用する。

附 則 (昭和56.10.30条例23)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57. 12. 16条例31）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62. 3. 13条例3）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成5. 3. 31条例6）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（昭和53年柏原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（昭和57年柏原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23. 9. 27条例19）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項及び第2項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元. 6. 28条例2）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の柏原市災害弔慰金の支給等

に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和元. 9. 30条例14）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料46 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年12月1日

規則第24号

最近改正 令和3年4月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年柏原市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4) 条例第14条第1項の保証人(以下「保証人」という。)を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書(様式第5号)及び印鑑証明書(保証人を立てた場合は、保証人の連署した借用書並びに借入申込者及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに当該借入申込者に貸付ける資金(以下「貸付金」という。)を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、貸付金の償還を完了した者に、当該貸付けに係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 違約金の支払免除の申請をしようとする者（以下「違約金免除申請者」という。）は、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該違約金免除申請者に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該違約金免除申請者に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。



(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名、住所その他の借用書に記載した事項に変更が生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって届け出るものとする。

(その他の事項)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則(昭和57.12.16規則27)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成5.3.31規則9)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和57年柏原市規則第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成17.3.30規則8)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20.3.31規則7)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28. 3. 31規則6)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元. 7. 31規則8)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3. 4. 30規則11)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

資料47 災害時応援協定一覧

1 官公庁

協 定 名	締 結 先	締 結 日	内 容
無線通信施設等に係る 災害相互応援協定	堺市、寝屋川市、岸和田市、 貝塚市、八尾市	S59. 6. 1	通信施設及び通信従事者 の応援等
災害相互応援協定 (中河内及び南河内 9市2町1村)	八尾市、東大阪市、 富田林市、大阪狭山市、 河内長野市、太子町、 松原市、河南町、羽曳野市、 千早赤阪村、藤井寺市	H7. 8. 28 (H17. 2. 1) 市町村合併による	応援要請に基づく人的・ 物的支援
大阪広域水道震災対策 相互応援協定	大阪府（健康医療部）、 府内全市町村 (大阪市除く)、 大阪広域水道企業団、 泉北水道企業団	H9. 3. 31 H23. 4. 1 H31. 4. 1 R3. 4. 1	応援要請に基づく給水・ 人的・物的支援 大阪広域水道企業団水道 震災対策中央本部の設置
東播磨地域及び中河内 地域災害時相互応援に 関する協定	明石市、東大阪市、 加古川市、八尾市、稲美町、 播磨町	H24. 4. 1	応援要請に基づく人的・ 物的支援
災害時等の応援に関す る申し合わせ	国土交通省 近畿地方整備局	H24. 5. 22	応援要請に基づく物的・ 人的支援
災害相互応援協定	広陵町（奈良県）	H26. 7. 8	応援要請に基づく物的・ 人的支援
災害相互応援協定	王寺町（奈良県）	H28. 3. 18	応援要請に基づく物的・ 人的支援
災害相互応援協定	三郷町（奈良県）	H29. 1. 17	応援要請に基づく物的・ 人的支援
災害支援協定	日本下水道事業団	R1. 8. 20	下水道施設の維持又は修 繕に関する工事
大学施設の一時使用に 関する協定	大阪教育大学 大阪府柏原警察署 柏原羽曳野藤井寺消防組合	R2. 3. 25	防災関係機関の活動拠点 等の提供
災害時における避難所 施設等の共同利用に関 する覚書	東大阪大学柏原高等学校 八尾市	R2. 11. 1	避難所施設等の共同利用
災害相互応援協定	香芝市（奈良県）	R3. 8. 1	応援要請に基づく物的・ 人的支援
災害時における避難所 施設等の共同利用に関 する覚書	大阪府立八尾翠翔高等学校 八尾市	R4. 3. 1	避難所施設等の共同利用

## 2 民間事業者

協 定 名	締 結 先	締結日	内 容
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	H24. 3. 1	食料品、日用品、物資の輸送
	マルヒ総合食品(株)	H24. 10. 1	食料品、衣類、医薬品、日用品
	(株)サンブラザ	H24. 11. 11	食料品、日用品等
	カタシモワインフード(株)	H25. 10. 21	飲料品
	(株)セブンツアーセブン	H25. 10. 21	化粧品、石鹸等衛生用品
	アングル(株)	H25. 10. 28	衣類、下着類
	寿屋清涼食品(株)	H25. 11. 8	飲料品
	岡村製油(株)	H25. 12. 1	食用油等
	早川繊維(株)	H25. 12. 11	マット、畳等
	大和板紙(株)	H25. 12. 11	パーテーション用原紙
	サラヤ(株)大阪工場	H26. 2. 3	石鹸、洗剤等衛生用品
災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	大阪葬祭事業協同組合	H25. 12. 17	棺、ドライアイス等葬祭用品
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	認定特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	H24. 6. 12	災害救助犬、セラピードッグの派遣
災害時等の緊急放送における協定	(株)ジェイコムウエスト、 (株)ジュピターテレコム	H27. 1. 16	災害情報の緊急放送
災害時における避難所等施設利用に関する協定	学校法人玉手山学園	H26. 7. 4	避難施設の提供
災害発生時における連携協力に関する協定	(株)ジェイテクト国分工場	H26. 8. 20	避難施設の提供
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H26. 10. 30	地図製品（地図データ、住宅地図、広域図）の提供
災害時における市内郵便局の協力に関する協定	市内郵便局 9局	H27. 12. 14	局ネットワークを活用した広報・防災活動支援
災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定	一般社団法人大阪府LPガス協会南河内北支部	H27. 12. 14	LPガス燃料器具の供給
災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定	(株)光明製作所	H28. 8. 24	仮設配管等資材の運搬及び貸出に関する協力

協 定 名	締 結 先	締結日	内 容
災害時における畳の提供に関する協定	5日で5000枚の約束プロジェクト実行委員会	H29. 1. 19	畳の提供
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)	H30. 11. 1	避難所における特設公衆電話の回線整備
災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部	R1. 12. 19	民間賃貸住宅の情報提供及び媒介等に関する協力
災害時における支援物資輸送及び集配拠点の運営に関する協定	(株)大通	R1. 5. 16	支援物資の輸送及び集配拠点の運営協力
災害時における水道施設の応援復旧支援に関する協定	明和工業(株)	R1. 6. 12	仮設配管等資材の運搬及び貸出に関する協力
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R1. 8. 2	災害時の迅速な情報発信等
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境(株)	R1. 9. 26	災害廃棄物の円滑な処理に向けた相互支援
災害時における医療救護活動に関する協定	(一社)柏原市医師会 (一社)柏原市歯科医師会 柏原市薬剤師会	R1. 11. 15	円滑な医療救護活動実施に向けた支援
災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	R2. 1. 7	下水道管路施設を対象とした復旧支援
災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	R2. 3. 9	査定図書作成などの復旧業務に係る支援
自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定	荏原実業(株)大阪支社 (株)クボタ (株)鶴見製作所	R2. 3. 13	被災した施設の応急・復旧のための緊急工事
柏原市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	R1. 8. 20 R3. 10. 1	下水道施設の維持又は修繕に関する工事
災害時における臨時福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人 寿光会	R2. 6. 16	臨時福祉避難所施設の提供
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	セッツカートン(株) Jパックス(株)	R2. 7. 1	段ボールベッド及び間仕切りの提供

協 定 名	締 結 先	締結日	内 容
災害時における避難所の応急危険度判定に関する協定	公益社団法人 大阪府建築士会	R2. 8. 25	避難所における応急危険度判定
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	石崎資材(株)	R2. 10. 1	日用品、衛生用品の提供
災害時における施設の一時使用に関する協定	(株)大起環境	R3. 4. 1	災害廃棄物一時集積場所等の提供
災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	関西電力送配電株式会社 大阪支社	R3. 5. 12	
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合 柏原支部	R3. 9. 1	公衆浴場施設の提供
災害時における物資の供給に関する協定	三協フロンテア(株)	R3. 9. 27	ユニットハウス（ユニットトイレ）等の提供
無人航空機による災害対策活動に関する協定	一般社団法人 日本ドローン協会 大阪支部	R4. 3. 11	無人航空機による災害対策活動の実施

◆避難情報の種類

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難

次のような防災気象情報等を目安とし、「災害が発生するおそれがある状況」や、「災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況」において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令する。

<p>【高齢者等避難を発令する目安となる情報】                  &lt;警戒レベル3相当&gt;</p>	<p>大雨警報（土砂災害）※1                  洪水警報                  危険度分布「警戒」（赤）                  氾濫警戒情報</p>
---	---

※1：夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

(2) 【警戒レベル4】避難指示

次のような防災気象情報等を目安とし、「災害が発生するおそれが高い状況」や、「災害リスクのある区域の居住者などが危険な場所から避難すべき状況」において、市長から「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し発令する。

<p>【避難指示を発令する目安となる情報】                  &lt;警戒レベル4相当&gt;</p>	<p>土砂災害警戒情報                  危険度分布「非常に危険」（うす紫）                  氾濫危険情報                  ※1</p>
---	--

※1：防災気象情報のみではなく、消防団等の現場報告などによって堤防の決壊や越水、溢水、土砂災害が発生するおそれがある状況を把握した場合

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保

次のような防災気象情報等を目安とし、「災害が発生又は切迫している状況」や、「居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況」において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、避難所等への「立退き避難」を中心とした避難行動ではなく、ただちに安全を確保する行動（高所避難・近傍の堅固な建物への退避等）を市長が特に促したい場合に、「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し発令する。

<p>【緊急安全確保を発令する目安となる情報】                  &lt;警戒レベル5相当&gt;</p>	<p>大雨特別警報                  氾濫発生情報                  ※1</p>
---	---

※1：防災気象情報のみではなく、消防団等の現場報告などによって堤防の決壊や越水、溢水、土砂災害の発生を把握した場合

◆河川の洪水・氾濫

大和川・石川の警戒箇所と水位

河川名	エリア	警 戒 箇 所		
		所 在 地	河口からの距離	危 険 水 位
大和川	右岸	上市2丁目付近	17.8 km	柏原水位観測所 7.0 m
		高井田924番付近	20.2 km	
	左岸	片山町7番付近	19.0 km	柏原水位観測所 5.1 m
		国分市場1丁目付近	21.6 km	
		国分市場1丁目付近	19.8 km	
石川	右岸	円明町6番付近	大和川合流点 から1.6 km	玉手橋水位観測所 4.8 m

避難指示等の発令判断基準

避難指示等の発令対象区域と判断基準

①大和川（洪水予報河川）

大和川の避難勧告等を発令する区域は、水防法による浸水想定区域図（12時間総雨量316ミリ、概ね1000年に1回の降雨を想定）により浸水深が50cm以上の想定がある地域とし、市域を2つのブロックに分けて、それぞれ危険水位の判断基準を設ける。

【大和川の発令対象区域】

区 域	エリア	対 象 地 域
ブロック①	左岸	石川町、片山町、玉手町、円明町、国分西1～2丁目 国分本町1～5丁目、国分市場1～2丁目、田辺1丁目
	右岸	高井田、青谷
ブロック②	右岸	本郷1～5丁目、大正1～3丁目、古町1～3丁目 今町1～2丁目、上市1～4丁目、清州1～2丁目 堂島町、河原町、法善寺1～4丁目、平野1丁目 大県1～4丁目、太平寺1～2丁目、安堂町



【大和川の発令判断基準】

判断基準 発令種別	柏原水位観測所（大和川）の水位等
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>ブロック①の区域：避難判断水位 4.5mに到達し、氾濫危険水位 5.1mに到達する見込みとなったとき。</p> <p>ブロック②の区域：避難判断水位 6.4mに到達し、氾濫危険水位 7.0mに到達する見込みとなったとき。</p> <p>各ブロック共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>ブロック①の区域：氾濫危険水位 5.1mに到達したとき。</p> <p>ブロック②の区域：氾濫危険水位 7.0mに到達したとき。</p> <p>各ブロック共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、氾濫警戒情報などの水位情報により、急激な水位上昇による氾濫のおそれがあるとき。</li> <li>・異常な漏水・浸食等が発見されたとき。</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。</li> </ul>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>ブロック①の区域：氾濫開始相当水位 6.0mに到達したとき。</p> <p>ブロック②の区域：氾濫開始相当水位 9.1mに到達したとき。</p> <p>各ブロック共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊や護岸崩壊のおそれが高まったとき。</li> </ul> <p>(災害が発生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防決壊や越水・溢水の発生を把握したとき。</li> <li>・氾濫発生情報が発表されたとき。</li> </ul>

大和川の決壊・溢水による被害予測対象エリア

河川氾濫 想定浸水深	避難区域		備 考
	対 象	工 リ ア	
	右 岸	左 岸	
3.0～5.0m	本郷 1～5丁目 大正 2～3丁目 古町 1～3丁目 今町 2丁目 上市 2～3丁目 法善寺 1丁目 平野 1丁目 大県 3丁目 太平寺 1丁目 安堂町、高井田	石川町 片山町 玉手町 国分西 1～2丁目 国分本町 1～4丁目	
0.5～3.0m	大正 1丁目 今町 1丁目 上市 1丁目 清州 1～2丁目 堂島町、河原町 法善寺 2～4丁目 大県 1～2丁目 大県 4丁目 太平寺 2丁目 青谷	円明町 国分本町 5丁目 国分市場 1～2丁目 田辺 1丁目	
0.5m未満	山ノ井町		

②石川（洪水予報河川）

石川の避難指示等を発令する区域は、水防法による浸水想定区域図（24時間総雨量724ミリ、1時間最大雨量195.5ミリ、概ね1000年に1回の降雨を想定）により浸水深が50cm以上の想定がある地域とし、危険水位の判断基準を設ける。

【石川の発令対象区域】

対象地域（右岸エリア）	石川町、片山町、玉手町、円明町
-------------	-----------------

【石川の発令判断基準】

発令種別	判断基準	玉手橋水位観測所（石川）の水位等
【警戒レベル3】 高齢者等避難		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位4.6mに到達し、氾濫危険水位4.8mに到達する見込みとなったとき。</li> <li>軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。</li> <li>高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示		<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位4.8mに到達したとき。</li> <li>水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、氾濫警戒情報などの水位情報により、急激な水位上昇による氾濫のおそれがあるとき。</li> <li>異常な漏水・浸食等が発見されたとき。</li> <li>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保		<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫開始相当水位5.5mに到達したとき。</li> <li>異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊や護岸崩壊のおそれが高まったとき。</li> </ul> <p>（災害発生）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防決壊や越水・溢水の発生を把握したとき。</li> <li>氾濫発生情報が発表されたとき。</li> </ul>

石川の決壊・溢水による被害予測対象エリア

河川氾濫 想定浸水深	避難区域	対 象 エ リ ア	備 考
		右 岸	
0.5～10.0m		石川町、片山町、玉手町、円明町	

### ③原川

原川の氾濫に対する避難行動については、現在、原川には水位の観測地点がなく、河川の性質上からも、避難時のリードタイムの設定が困難であるため、屋外への避難勧告、避難指示の基準は設けず、あくまで、屋内での高所避難（垂直避難）を前提とした情報の周知を行うこととする。

対象地域	右岸エリア	国分西1・2丁目、国分本町1～4丁目、 国分市場1丁目、田辺1丁目
	左岸エリア	片山町、旭ヶ丘1～4丁目

#### 【原川の発令判断基準】

発令種別	判断基準
	巡視等警戒や市民等の通報による
【警戒レベル3】 高齢者等避難	堤防決壊や護岸崩壊のおそれがあるとき。 (堤防決壊や護岸崩壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。) または、堤防が決壊、護岸が崩壊したとき。

#### 原川の決壊・溢水による被害予測対象エリア

河川氾濫 想定浸水深	避難区域		備考
	対象	エリア	
	右	左	
0.5～5.0m	国分西1、2丁目 国分本町1～4丁目		
0.5～3.0m	国分市場1丁目 田辺1丁目	片山町 旭ヶ丘1～4丁目	

※寝屋川流域の恩智川、平野川については、市域に浸水深が50cm以上の危険箇所の想定がないため、判断基準水位の設定は行わない。

◆土砂災害

発令情報	判断の基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>次のいずれか1つに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象台）の予想で大雨警報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みであるとき。</li> <li>・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき。</li> <li>・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>次のいずれか1つに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき。</li> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象台）の予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みであるとき。</li> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。</li> <li>・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>次のいずれか1つに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象台）の実況で土砂災害警戒情報の基準を超過したとき。</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</li> <li>・山鳴り、流木の発生などが確認されたとき。</li> <li>・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を市民に促す必要があるとき。</li> </ul>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害の発生を把握したとき。</li> </ul>

【発令対象区域】

地 区	対 象 地 域
堅下地区	法善寺4丁目、平野1・2丁目、山ノ井町、大県3・4丁目、 太平寺2丁目、安堂町、高井田
堅上地区	雁多尾畑、青谷、本堂、峠
国分地区	国分本町4・7丁目、国分市場1・2丁目、国分東条町、 田辺2丁目、旭ヶ丘1・2丁目の一部、旭ヶ丘4丁目、玉手町、円明町

土砂災害に関する避難勧告等の発令対象区域は、土砂災害警戒区域の所在する町丁目単位とする。

資料49 非常招集報告書

非常招集報告書 1 (各班長→各所属対策部長)

非常招集報告書

( 年 月 日 時現在)

\_\_\_\_\_対策部長 様

\_\_\_\_\_対策部 \_\_\_\_\_班長 ㊟

- 1 全招集者数 \_\_\_\_\_名  
 うち 参集済者 \_\_\_\_\_名  
 未参集者 \_\_\_\_\_名  
 参集免除者 \_\_\_\_\_名

2 参集者名簿

所属	役職	氏名	参集時間	備考

3 参集免除者名簿

所属	役職	氏名	免除理由

非常招集報告書 2 (各対策部長→総務対策部長)

非常招集報告書

( 年 月 日 時現在)

総務対策部長 様

\_\_\_\_\_対策部長 ⑩

1 全招集者数 \_\_\_\_\_名

うち 参集済者 \_\_\_\_\_名

未参集者 \_\_\_\_\_名

参集免除者 \_\_\_\_\_名

2 参集者名簿

別紙のとおり (各班から提出された名簿の写しを添付)

3 参集免除者名簿

別紙のとおり (各班から提出された名簿の写しを添付)



資料50 通信窓口一覧

1 市関係

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
柏原市役所	危機管理課	柏原市安堂町1-55	072-972-1501	521-8900
市立柏原病院		柏原市法善寺1-7-9	072-972-0885	
国分合同会館		柏原市国分本町2-7-2	072-978-6001	
堅上合同会館		柏原市雁多尾畑4812-1	072-979-0572	
柏原羽曳野藤井寺消防組合	指令課	藤井寺市青山3-613-8	072-958-0119	447-11-8900
〃 柏原分署		柏原市河原町1-90	072-972-0119	
〃 国分出張所		柏原市国分本町2-5-5	072-977-0119	
柏羽藤環境事業組合		柏原市円明町666	072-976-3333	

2 大阪府

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
大阪府	危機管理室	大阪市中央区大手前3-1-43 (府庁新別館北館3階)	06-6941-0351 06-6944-6022	200-8920
八尾土木事務所	地域支援・企画課	八尾市荘内町2-1-36 (中河内府民センタービル内)	072-994-1515	305-8910
中部農と緑の総合事務所		〃	072-994-1515	
藤井寺保健所	企画調整課	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	240-618-8900
中部広域防災拠点		八尾市空港1-209-7	072-991-0120	314-8900
大阪府警察本部		大阪市中央区大手前3-1-11	06-6943-1234	830-8987
大阪府柏原警察署	警備課	柏原市古町2-9-9	072-970-1234	

3 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
陸上自衛隊第3師団	第3部 防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1	072-781-0021 内線 3737・3735	072-781-0021 内線 3301	823-0
第36普通科連隊	第3科	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1	072-782-0001 内線 4031 4032	072-782-0001 内線 4004	824-0

#### 4 指定行政機関及び指定地方行政機関

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7527	
大阪管区気象台	気象防災部予報課	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6303	816-8930
日本郵便株式会社 柏原郵便局		柏原市大正3-1-30	072-972-0150	
近畿地方整備局 大和川河川事務所	調査課	柏原市大正2-10-8	072-971-1381	
近畿地方整備局 大阪国道事務所		大阪市城東区今福西2-12-35	06-6932-1421	

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
西日本旅客鉄道(株)柏原駅	駅長室	柏原市上市1-1-32	072-971-0059	
日本電信電話(株)関西支店	設備部災害対策室	大阪市都島区東野田町4-15-82	06-6210-2609	
大阪ガスネットワーク(株)北東 部導管部	緊急保安チーム	東大阪市稲葉2-3-17	072-966-5314	
関西電力送配電株式会社 関西電力株式会社	大阪支社	大阪市住之江区浜口西3-9-5	0800-777-3081	
築留土地改良区	事務局	柏原市上市2-7-32	072-972-0761	
青地井手口土地改良区	事務局	柏原市古町2-7-8	072-972-0164	
大和川右岸水防事務組合	事務局	大阪市住吉区遠里小野7-8-18	06-6694-0271	240-853-8900
近畿日本鉄道(株)近鉄八尾駅	駅長室	八尾市市北本町2-153-2	072-922-3753	

#### 6 公共的団体等

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
一般社団法人柏原市医師会	事務局	柏原市大県4-15-35 (オアシス内)	072-971-9007	
大阪中河内農業協同組合 柏原支店		柏原市大正1-6-28	072-972-0276	
柏原市社会福祉協議会	事務局	柏原市大県4-15-35 (オアシス内)	072-972-6786	
柏原市赤十字奉仕団	事務局	柏原市安堂町1-55 (福祉総務課内)	072-972-1501	

## 7 府内市町村

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線番号
			昼間	夜間	
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島 1-3-20	(直)06-6208-7388	080-5701-1996	(8)-500-2900
堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町 3-1	(代)072-233-1101 (直)072-228-7605	072-228-7080	(8)-501-8900
岸和田市	危機管理部 危機管理課	岸和田市岸城町 7-1	(代)072-423-2121 (直)072-423-9437	072-426-0119	(8)-502-8900
豊中市	危機管理課	豊中市中樫塚 3-1-1	(コールセンター) 06-6858-5050	06-6843-2345	(8)-503-8900
池田市	市長公室 危機管理課	池田市城南 1-1-1	(代)072-752-1111 (直)072-754-6263	072-752-1111	(8)-504-8900
吹田市	総務部 危機管理室	吹田市泉町 1-3-40	(代)06-6384-1231 (直)06-6384-1753	06-6193-0119	(8)-505-8900
泉大津市	危機管理課	泉大津市東雲町 9-12	(代)0725-33-1131 (直)0725-33-1131	0725-33-1131	(8)-506-8900
高槻市	総務部 危機管理室	高槻市桃園町 2-1	(代)072-674-7111 (直)072-674-7314	072-674-7000	(8)-507-8900
貝塚市	都市政策部 危機管理課	貝塚市島中 1-17-1	(代)072-423-2151 (直)072-433-7392	072-423-2151	(8)-508-8900
守口市	危機管理室	守口市京阪本通 2-5-5	(代)06-6992-1221 (直)06-6992-1497	06-6992-1221	(8)-509-8900
枚方市	危機管理室	枚方市大垣内町 2-1-20	(代)072-841-1221 (直)072-841-1270	072-841-1221	(8)-510-8900
茨木市	総務部 危機管理課	茨木市駅前 3-8-13	(代)072-622-8121 (直)072-620-1617	072-622-8121	(8)-511-8900
八尾市	危機管理課	八尾市本町 1-1-1	(代)072-991-3881 (直)072-924-9870	072-924-3800	(8)-512-8900
泉佐野市	市民協働部自治振興課 危機管理室	泉佐野市市場東 1-295-3	(代)072-463-1212 (直)072-464-3720	072-469-0119	(8)-513-5900
富田林市	市長公室 危機管理室	富田林市常盤町 1-1	(代)0721-25-1000	0721-25-1000	(8)-514-8900
寝屋川市	危機管理部防災課	寝屋川市本町 1-1	(代)072-824-1181 (直)072-822-2439	072-824-1181	(8)-515-8900
河内長野市	危機管理課	河内長野市原町 1-1-1	(代)0721-53-1111	0721-53-1111	(8)-516-3900
松原市	市長公室 危機管理課	松原市阿保 1-1-1	(代)072-334-1550 (直)072-337-3151	072-334-1550	(8)-517-8900
大東市	危機管理室	大東市新町 13-35	(代)072-872-2181 (直)072-875-0211	072-872-2181	(8)-449-8901
和泉市	市長公室 公民協働推進室 (危機管理担当)	和泉市府中町 2-7-5	(代)0725-41-1551 (直)0725-99-8104	0725-41-1551	(8)-519-8900
箕面市	総務部 市民安全政策室	箕面市西小路 4-6-1	(代)072-723-2121 (直)072-724-6750	072-723-2121	(8)-520-8900
羽曳野市	市長公室 危機管理室	羽曳野市菅田 4-1-1	(代)072-958-1111 (直)072-956-0119	072-958-1111	(8)-522-8900

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線番号
			昼間	夜間	
門真市	総務部 危機管理課	門真市中町 1-1	(代)06-6902-1231 (直)06-6902-5812	06-6902-1231	(8)-523-8900
摂津市	総務部 防災危機管理課	摂津市三島 1-1-1	(代)06-6383-1111 (直)06-6170-1518	06-6383-1111	(8)-524-8900
高石市	総務部 危機管理課	高石市加茂 4-1-1	(代)072-265-1001 (直)072-275-6245	072-265-1001	(8)-525-8900
藤井寺市	危機管理室	藤井寺市岡 1-1-1	(代)072-939-1111 (直)072-939-1190	072-939-1111	(8)-526-8900
東大阪市	危機管理室	東大阪市荒本北 1-1-1	(代)06-4309-3000 (直)06-4309-3130	06-4309-3330	(8)-527-8900
泉南市	総合政策部 危機管理課	泉南市樽井 1-1-1	(代)072-483-0001 (直)072-479-3601	072-483-0001	(8)-528-8900
四條畷市	都市整備部 危機管理課	四條畷市中野本町 1-1	(代)072-877-2121	072-877-2121	(8)-529-8900
交野市	危機管理室	交野市私部 1-1-1	(代)072-892-0121	072-892-0121	(8)-530-8900
大阪狭山市	防災・防犯推進室	大阪狭山市狭山 1-2384-1	(代)072-366-0011	072-366-0011	(8)-531-7900
阪南市	市長公室 危機管理課	阪南市尾崎町 35-1	(代)072-471-5678	072-471-5678	(8)-532-8900
島本町	総務部 危機管理室	三島郡島本町桜井 2-1-1	(代)075-961-5151 (直)075-962-0380	075-961-5151	(8)-533-8900
豊能町	総務部 総務課	豊能郡豊能町余野 414-1	(代)072-739-0001 (直)072-739-3415	072-739-0001	(8)-534-8900
能勢町	総務部 自治防災課 自治防災係	豊能郡能勢町宿野 28	(代)072-734-0001 (直)072-734-0107	072-734-0001	(8)-535-8900
忠岡町	町長公室 自治政策課	泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1	(代)0725-22-1122	0725-22-1122	(8)-536-8900
熊取町	危機管理課	泉南郡熊取町野田 1-1-1	(代)072-452-1001 (直)072-452-9017	072-452-1001	(8)-537-8900
田尻町	危機管理課	泉南郡田尻町嘉祥寺 375-1	(代)072-466-1000 (直)072-466-5009	072-466-1000	(8)-538-8900
岬町	まちづくり戦略室危機管理担当	泉南郡岬町深日 2000-1	(直)072-492-2759	072-492-2001	(8)-539-8900
太子町	まちづくり推進部 危機管理課	南河内郡太子町大字山田 88	(代)0721-98-0300 (直)0721-98-5525	0721-98-0300	(8)-540-8900
河南町	総合政策部 危機管理室	南河内郡河南町大字白木 1359-6	(代)0721-93-2500	0721-93-2500	(8)-541-8900
千早赤阪村	危機管理室	南河内郡千早赤阪村大字水分 180	(代)0721-72-0081	0721-72-0081	(8)-542-8900

資料51 被害概況報告書

年 月 日	
<b>被害概況報告書</b>	
報告者所属 : _____ 役職 : _____ 氏名 : _____	
情報入手場所 : _____ 情報入手時間 : _____日 _____時 _____分	
通報者 氏名 : _____ 性別 : 男・女 年齢(推・実) : _____才 関係 _____	
住所 : _____ TEL _____ - _____ - _____	
報告地	報告要旨
数値情報(確認・推定の別)	私見
概要図	
<p>建築物の全・半壊、道路・橋梁の通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡・行方不明、負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。</p>	

資料52 被害状況等報告様式

第4号様式（その1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

[被害状況即報]

都道府県			区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha		
	第 報			冠 水	ha		
	( 月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報告者名		文教施設		箇所			
区 分		被 害		病院		箇所	
人 的 被 害	死 者	人	道 路		箇所		
	行方不明者	人	橋 り よ う		箇所		
	負 傷 者	重 傷	人	河 川		箇所	
		軽 傷	人	港 湾		箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟	砂 防		箇所	
			世帯	清 掃 施 設		箇所	
			人	崖 く ず れ		箇所	
	半 壊		棟	鉄 道 不 通		箇所	
			世帯	被 害 船 舶		隻	
			人	水 道		戸	
	一部破損		棟	電 話		回線	
			世帯	電 気		戸	
			人	ガ ス		戸	
	床上浸水		棟	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
			世帯				
			人				
床下浸水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯	り 災 者 数		人		
		人	火 災 発 生				
非 住 家	公共建物	棟	建 物		件		
	そ の 他	棟	危 険 物		件		
			そ の 他		件		

[被害状況即報] (続き)

区 分		被 害	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	都 道 府 県			
公立文教施設	千円						市 町 村
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農業被害	千円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名				
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
			計	団体			
その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	応急対策の状況						
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況						
	・ 避難の勧告・指示の状況						
	・ 避難所の設置状況						
・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況							
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況							
・ 災害ボランティアの活動状況							



第1号様式

[災害確定報告]

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報告番号	月 日 時確定		田	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
			畑	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
報告者名			文 教 施 設	箇所				
区 分		被 害		病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者	人		道 路	箇所			
	行方不明者	人		橋 り よ う	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人		河 川	箇所		
		軽 傷	人		港 湾	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		そ の 他	砂 防	箇所		
		世帯			清 掃 施 設	箇所		
		人			崖 く ず れ	箇所		
	半 壊	棟			鉄 道 普 通	箇所		
		世帯			被 害 船 舶	隻		
		人			水 道	戸		
	一 部 損 壊	棟			電 話	回線		
		世帯			電 気	戸		
		人			ガ ス	戸		
	床 上 浸 水	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		世帯						
		人						
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
	世帯		り 災 者 数	人				
	人		火 災 発 生	建 物	件			
非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件			
	そ の 他	棟		そ の 他	件			

[災害確定報告] (続き)

区 分		被 害	対 都 策 道 本 府 部 県 災 害	名 称		
公立文教施設	千円			設 災 置 害 市 対 町 策 村 本 名 部	設 置	月
農林水産業施設	千円		解 散		月	日 時
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害 市 町 村 数	団体					
そ の 他	農業被害	千円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 団体		
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円		計 団体		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	そ の 他	千円		消防職員出動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千円		消防団員出動 延 人 数	人		
備     考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）					

資料53 公用令書

従事第	号	公 用 令 書		
		住 所		
		氏 名		
災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり		従事 協力	を命ずる。	
処分権者 氏名			印	
従事すべき業務 従事すべき場所 従事すべき期間 出頭すべき日時 出頭すべき場所 備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

保管第	号	公 用 令 書		
		住 所		
		氏 名		
災害対策基本法		第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。	
年 月 日				
処分権者 氏名			印	
保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき 場 所	保管すべき 期 間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

管理第 号

公 用 令 書

住 所  
氏 名

災害対策基本法 第71条  
第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり

管理  
を 使用 する。  
収用

年 月 日

処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所  
氏 名

災害対策基本法 第71条  
第78条第1項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）

にかかると処分を次のとおり変更したので同法施行令第34条第1項の規定により、これを  
交付する。

年 月 日

処分権者 氏名 印

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条  
第78条第1項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）  
にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料54 自衛隊災害派遣等様式

○ 知事への要求書様式

大阪府知事 様	文書番号 年 月 日
柏原市長	
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。	
記	
1 災害の情况及び派遣要請を要求する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	

文書番号  
年 月 日

大阪府知事 様

柏原市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収要請の要求日時
- 2 派遣された部隊
- 3 撤収要請を要求する事由
- 4 その他参考となるべき事項

資料55 地すべり・急傾斜地災害報告

緊急・詳細報告用

第 報

災 害 報 告 (地すべり)

( 年 月 日 時 現在)

より 発生 場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名		
	発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時		現在		
気象 状況	異 常 気 象 名		観測所名		災害発生場所からの距離		km				
	連 続 雨 量		mm	年 月 日 時～		年 月 日 時					
	最大 24 時間雨量		mm/24hr	年 月 日 時～		年 月 日 時					
	最大 時間雨量		mm/hr	年 月 日 時～		年 月 日 時					
地すべり規模		幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無
		保全対象人家戸数		戸		公共施設					
移動 状況	最大時間移動量(時速)		m or mm		年 月 日 時～		時		観測地点		
	移 動 総 量		m or mm		年 月 日 時 分～		年 月 日 時 分		観測地点		
	近年の移動履歴		有・無		年 月 日 時～		年 月 日 時				
	変 状		き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無
危険 箇所	地すべり危険箇所		該当	有・無	危険度 [ A ・ B ・ C ]		所管 [ 国土 ・ 林 ・ 農 ]				
	地すべり防止区域		指定	有・無	指定年	年	既設対策工の有無	有・無	所管 [ 国土 ・ 林 ・ 農 ]		
被害 状況	人的被害	死 者	( ) ( ) 名		被害 者 年齢	才		農地 被害		(種類・面積)	
		行方不明	( ) ( ) 名			才					
		負 傷 者	( ) ( ) 名			才					
	人家被害	全壊・流出	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)			
		半 壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸				
		一部損壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸				
	非住家被害		戸 宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・ 鉄道・橋梁・河川構 造物 等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)									
その他											
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)											
災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]											
関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直 轄	砂防指定地		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	保安林	土石流危険渓流 [ I ・ II ・ 準ずる ]		建築基準法による災害危険区域							
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所		宅地造成工事規制区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域						
	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域						
	災害対策基本法防災計画区域										
その他 ( )											
報 告 者	①所属	氏名		③所属	氏名						
	②所属	氏名		④所属	氏名						

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

座 標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒



地区名 \_\_\_\_\_

平面図

断面図

※写真は別途 e-mail にて送付すること

災 害 報 告 (がけ崩れ)

( 年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名			
	発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時					
気象状況	異常気象名			観測所名		災害発生場所からの距離 km						
	連続雨量			mm		年 月 日		時～		年 月 日 時		
	最大24時間雨量			mm/24hr		年 月 日		時～		年 月 日 時		
最大時間雨量			mm/hr		年 月 日		時～		年 月 日 時			
斜面の種類	自然斜面		H = m		横断図 (別途添付しても良い)				概況平面図 (別途添付しても良い)			
	人工斜面		H = m									
勾配θ1		度										
拡大の見込み		[有・無]										
保全対象人家戸数		戸										
崩壊の状況	高さ		m		巾		m					
	面積		m <sup>2</sup>		勾配θ2		度					
	崩壊又は流出土砂量		m <sup>3</sup>									
	がけ下端の堆積深		m									
	がけ下端と被害家屋までの距離		①家屋		m		②家屋		m			
	被害家屋位置の堆積深		①家屋		m		②家屋		m			
	崩土の到達距離		m									
	その他											
被害状況	人的被害		死 者		( ) ( ) 名		被害者年齢		才		(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)	
			行方不明		( ) ( ) 名				才			
			負 傷 者		( ) ( ) 名				才			
	物的被害		全壊・流出		( ) ( ) 戸		木造		( ) ( ) 戸		RC ( ) ( ) 戸	
			半 壊		( ) ( ) 戸		木造		( ) ( ) 戸		RC ( ) ( ) 戸	
			一部損壊		( ) ( ) 戸		木造		( ) ( ) 戸		RC ( ) ( ) 戸	
	非住家被害		戸		宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
その他												
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)												
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)												
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]												
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直 轄		砂防指定地				地すべり防止区域		[国土・林・農]			
	保安林		急傾斜地崩壊危険区域				旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	国有林		土砂災害特別警戒区域				建築基準法による災害危険区域					
	民有林		土砂災害警戒区域				建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域						宅地造成工事規制区域					
	災害対策基本法防災計画区域						宅造基準条例の適用区域					
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所				地帯番号				箇所番号			
その他 ( )												
報 告 者	①所属 氏名				③所属 氏名							
	②所属 氏名				④所属 氏名							
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること						座 標		北緯 度 分 秒		東経 度 分 秒		
※ 写真は必要に応じ別途 e-mail にて送付のこと												

資料56 土石流災害報告

緊急報告用

第 報

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

ふりがな 発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名	
ふりがな 河川	1級・2級・その他		水系		川	[沢・川・谷]
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時	分
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他（ ）					
気象 状況	異常気象名		観測所名			
	連続雨量	mm	年	月	日	時
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時
土砂流出状況	流出土砂量	m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない			流域面積	km <sup>2</sup> 河床勾配 1 /
被害 状況	人的被害	死者 名	被害者 才	農地被害 (種類・面積)	概略のポンチ絵（別途添付してもよい）	
		行方不明 名	被害者 才			
		負傷者 名	年齢 才			
	人家被害	全壊・流出 戸	(公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）			
		半壊 戸				
		一部損壊 戸				
	床上浸水 戸					
	床下浸水 戸					
	非住家被害 戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)			
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)				
二次災害の可能性	(有・無)					
保全対象	km 下流に人家 戸 ( 人 )			道路名等		
	(その他)					
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)						
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)						
					災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 ( 年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]			
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域		
その他 ( )						
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名		
	②所属	氏名	④所属	氏名		

- ※ [添付図面等] 都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事
- ※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
- ※ 写真は、別途 e-mail にて送付すること

（溪流名）

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

（調査中・確認済・不明） 気象状況	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名	距離	km						
	連続雨量		（緊急報告に記載）								
	最大24時間雨量		（緊急報告に記載）								
	最大時間雨量		（緊急報告に記載）								
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）		mm 年 月 日 時～ 年 月 日 時								
	積雪・融雪状況		観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。						
保全対象 ※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 [調査中・確認済]		人家戸数	戸								
		人口	人								
		耕地面積	ha								
		災害弱者関連施設	1有・2無	施設名							
		公共施設	1有・2無	施設名							
		土石流氾濫区域の面積	m <sup>2</sup>								
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 [調査中・確認済]		特別警戒区域	警戒区域								
		人的被害	死者	名	名						
			行方不明	名	名	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域		
			負傷者	名	名						
		人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
			半壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
			一部損壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	[無・有]								
		避難場所	[無・有]	施設名							
		避難経路	[無・有]								
	表示板設置		[無・有] ( 箇所)								
警戒避難基準雨量の設定		[無・有]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr					
			設定時期	年 月							
現地調査結果	土砂流出状況	[無・有]			氾濫区域Ⅰ	氾濫区域Ⅱ	氾濫区域Ⅲ				
			氾濫面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
			平均堆積深		m		m		m		
			最大堆積深		m		m		m		
			氾濫最大延長×氾濫最大幅		m ×		m				
			氾濫終息点の勾配		度						
			最大礫径		m						
	流域内の既存施設	[無・有]	合計	基		(透過型)		(不透過型)			
			(砂防)	基		基		基			
			(治山)	基		基		基			
(所管不明)			基		基		基				
天然ダム		[無・有]									
崩壊地付近の亀裂		[無・有]									
流木の堆積場所	[無・有]	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部									
	[無・有]	その他 ( )									
通報者または第一発見者(該当する項目に○をつける)		[確認済・不明]	市町村(部署名)								
			住民								
			その他								
			座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒

資料57 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

別表第一(第二条関係)

(昭四五規則一〇〇・昭四六規則五九・昭四七規則七四・昭四八規則九九・昭四九規則四・昭四九規則七〇・昭四九規則九五・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五五規則七一・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五八規則五六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一七規則一二一・平一八規則一一〇・平二一規則七七・平二五規則七・平二六規則一・平二六規則一一七・平二七規則八三・平二八規則一一三・平二九規則八六・平三〇規則八二・令元規則六・令元規則四九・令三規則九三・一部改正)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住宅の 供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費)とし、一人一日につき三百三十円以内とする。</p> <p>四 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>法第四条第一項第一号の避難所については災害発生の日から七日以内、同条第二項の避難所については法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第一項の規定による救助を行う旨を同条第三項の規定により公示した日までの期間以内</p>
	応急仮設住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>一 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用するこ</p>	<p>完成の日から二年以内</p>

救助の種類	救助の程度及び方法		救助の期間
		<p>と。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千元以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百六十円以内とする。</p>	災害発生の日から七日以内
	飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地</p>	災害発生の日から十日以内

救助の種類		救助の程度及び方法						救助の期間
		<p>域の全ての居住者等が避難等をするをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>						
区分	季別	世帯区分						6人以上1人増すごとに加算する額
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900	
	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。								
医療及び助産	医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p>						災害発生の日から十四日以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
		ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内	
	助産	一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 三 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額	分べんした日から七日以内
被災者の救出		一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理		一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円	災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内)
生業に必要な資金の貸与		一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な	災害発生の日から一月以内



救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	<p>具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 一件につき三万円</p> <p>ロ 就職支度費 一件につき一万五千元</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき 四千五百円</p> <p>(2) 中学校の生徒 一人につき 四千八百円</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千二百円</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)</p> <p>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための</p>	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千四百円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万七千九百円以内とする。</p>	災害発生日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>一 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援</p> <p>ロ 医療及び助産</p> <p>ハ 被災者の救出</p> <p>ニ 飲料水の供給</p> <p>ホ 死体の捜索</p> <p>ヘ 死体の処理</p> <p>ト 救助用物資の整理配分</p> <p>二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第二(第三条関係)

(昭四八規則九九・全改、昭四九規則七〇・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一八規則一九・平二〇規則六九・平二一規則七七・平二五規則七・平二六規則一・平二六規則一一七・平二七規則八三・平二八規則一一三・平二九規則八六・平三〇規則八二・令元規則六・令二規則八九・令三規則九三・一部改正)

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第四条第一号から第四号までに掲げる者	医師及び歯科医師	円 22,500	日当の額を七・七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,600		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,500		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,600		
	救急救命士	14,100		
	土木技術者及び建築技術者	15,200		
	大工	21,700		
	左官	23,000		
	とび職	24,800		
政令第四条第五号から第十号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

別表第三(第五条関係)

(昭五〇規則五八・昭五六規則五五・昭六一規則五九・平一四規則一・平二六規則一・平二九規則八六・令三規則九三・一部改正)

対象者	支給基礎額
政令第八条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第八条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者	一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。 二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。

避難所名

整理番号：

## 避難者カード（世帯単位）

年 月 日 現在

区分		避難者（避難所での生活を希望）
（どちらかに○）		在宅被災者（自宅等で生活するが配給等が必要な方）

入所年月日	年 月 日	退所年月日	年 月 日		
避難者 （ここに避難してきた人のみ）	ふりがな 氏 名	性別	年齢	要配慮者※1等配慮が 必要なこと	協力可能事項※2
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
安否不明の家族	いない ・ いる →安否不明者の氏名：				
安否の間合わせに氏名と住所を公表してよいか（必ずどちらかに○印）				よい よくない	
自宅住所					
自宅電話番号	— —		携帯番号	— —	
自動車（車中泊）	車種		色	ナンバー	
加入自治会	（自治会）・未加入		ペット	同行あり※3・同行なし	
自宅の被害	被害あり・被害なし・不明		ライフライン	停電・断水・ガス停止	
緊急連絡先	氏名		電話番号		
退所後の住所			退所後の電話番号		

※1 要配慮者：介護が必要な人、障害者、乳児、妊産婦、食物アレルギー、日本語がわからない人等

※2 協力可能事項：避難所運営で協力できることがあれば、下記の番号を記入してください。

1. 清掃活動	8. パソコンデータ入力	15. 通訳翻訳（語）	22. 点訳
2. 炊き出し（調理）	9. ホームページ、SNS	16. 避難者の見守り	23. 学習補助
3. 栄養士	10. 書類整理	17. 簡単な身体介助	24. 遊び相手
4. 物資配布	11. 会計	18. 介護	25. 保育士
5. DIY（大工）	12. 記録（写真・動画）	19. 看護	26. 教員
6. 電気工事	13. 車両誘導・整理	20. 手話	27. その他
7. 水道工事	14. 警備・パトロール	21. 要約筆記	（ ）

※3 ペットの飼育ルールがあります。また、ペット登録台帳への登録をお願いします。



## 資料60 食糧依頼伝票

避難所名

## 食糧依頼伝票

避難所	報告日時	月 日 時 分			
	記入者氏名				
	電話		F A X		
	報告項目	食料依頼数			
		普通食	やわらかい食事	離乳食	粉ミルク
	避難所内 避難者	食	食	食	食
	在宅被災者	食	食	食	食
合 計	食	食	食	食	
その他の依頼内容					

災害 対策 本部	受領日時	月 日 時 分			
	担当者名				
	対応項目	食料配送数			
		普通食	やわらかい食事	離乳食	粉ミルク
	避難所内 避難者	食	食	食	食
	在宅被災者	食	食	食	食
	合 計	食	食	食	食
	発注業者				
	配送業者				
配送確認時間	時 分				



資料62 物資管理簿

避難所名	No.

物資管理簿

品目				単位 (個/本など)							備考
No.	年	月	日	納入元	発送先	納入数	発送数	残数	記入者	備考	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											



## 【水 害】

### 警戒レベル3 高齢者等避難

柏原市です。大和川、石川の浸水想定区域を対象に【高齢者等避難】を発令しました。避難に時間を要する方は避難行動を開始してください。

### 警戒レベル4 避難指示

柏原市です。大和川、石川が氾濫するおそれのある水位に到達したため、【避難指示】を発令しました。

速やかに全員避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

### 警戒レベル5 緊急安全確保

柏原市です。〇〇地区を対象に【緊急安全確保】を発令しました。〇〇地区で堤防から水があふれました。

〇〇地区を避難中の方は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。

## 【土砂災害】

### 警戒レベル3 高齢者等避難

柏原市です。全ての土砂災害警戒区域を対象に【高齢者等避難】を発令しました。避難に時間を要する方は避難行動を開始してください。

### 警戒レベル4 避難指示

柏原市です。土砂災害の危険性が高まっているため、全ての土砂災害警戒区域を対象に【避難指示】を発令しました。

速やかに避難場所や頑強な建物へ全員避難を開始してください。

### 警戒レベル5 緊急安全確保

柏原市です。〇〇地区を対象に【緊急安全確保】を発令しました。〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。

大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。



---

## 柏原市地域防災計画

令和4年4月

発行 柏原市防災会議

担当 柏原市政策推進部危機管理課

大阪府柏原市安堂1番55号

TEL 072-972-1501 (代表)

---